

石川県公報

平成 28 年 6 月 24 日 (金曜日)

号 外

(第 62 号)

目 次

規 則	選挙管理委員会
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則及び石川県住民基本台帳法施行条例に基づく知事保存本人確認情報の提供の方法等を定める規則の一部を改正する規則 (行政経営課) 1	○石川県議会議員及び石川県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する規程の一部改正 2

規 則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則及び石川県住民基本台帳法施行条例に基づく知事保存本人確認情報の提供の方法等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年六月二十四日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第三十四号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則及び石川県住民基本台帳法施行条例に基づく知事保存本人確認情報の提供の方法等を定める規則の一部を改正する規則

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部改正)

第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則 (平成二十七年石川県規則第三十八号) の一部を次のように改正する。

第二条中「別表第一」の下に「の一の項」を加え、同条に次の一項を加える。

- 2 条例別表第一の二の項の規則で定める事務は、特別支援学校等に就学する幼児、児童又は生徒の保護者等 (幼児、児童又は未成年の生徒については学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) 第十六条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。) に対して支弁する特別支援学校等への就学のため必要な経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。

(石川県住民基本台帳法施行条例に基づく知事保存本人確認情報の提供の方法等を定める規則の一部改正)

第二条 石川県住民基本台帳法施行条例に基づく知事保存本人確認情報の提供の方法等を定める規則 (平成二十年石川県規則第七号) の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「別表第二教育委員会の項に規定する規則で定める育英資金の貸与に係る債権の回収に関する」を「別表第二の一の項の規則で定める」に改め、同条第二項中「別表第二教育委員会の項に規定する規則で定める恩給の支給に関する」を「別表第二の二の項の規則で定める」に改め、同条第三項中「別表第二公安委員会の項に規定する規則で定める恩給の支給に関する」を「別表第二の四の項の規則で定める」に改め、同条中同項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

- 3 条例別表第二の三の項の規則で定める事務は、特別支援学校等に就学する幼児、児童又は生徒の保護者等 (幼児、児童又は未成年の生徒については学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) 第十六条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。) に対して支弁する特別支援学校等への就学のため必要な経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答とする。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第52号

石川県議会議員及び石川県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する規程（平成6年石川県選挙管理委員会告示第76号）の一部を次のように改正する。

平成28年6月24日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

別記第4号様式その1備考4中「15,300円」を「15,800円」に改める。

別記第5号様式備考4中「7円30銭」を「7円51銭」に、「365,000円+4円88銭」を「375,500円+5円02銭」に改める。

別記第6号様式備考4中「301,875円+510円48銭」を「310,500円+525円06銭」に、「557,115円+26円73銭」を「573,030円+27円50銭」に改める。

別記第7号様式その1別紙その2中「15,300円」を「15,800円」に改め、同様式その2別紙備考1中「7円30銭」を「7円51銭」に、「365,000円+4円88銭」を「375,500円+5円02銭」に改め、同様式その3別紙備考2中「301,875円+510円48銭」を「310,500円+525円06銭」に、「557,115円+26円73銭」を「573,030円+27円50銭」に改める。

附 則

- この告示は、公表の日から施行する。
- 改正後の石川県議会議員及び石川県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する規程の規定は、この告示の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この告示の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。